

警戒レベル1規制に関する官報の概要（当館にて仮訳一部編集）

令和3年4月22日改正

※下線は3月30日付「警戒レベル1」官報から改正となった箇所。

（1）警戒レベル1の一般の規制

【人の動き】

68. (1) 全ての人は、以下の場合を除き、午後0時から午前4時までの間、自宅にいなければならない。

(a) 表4に掲げる業務に係る業務以外の業務を行う場合で、関係閣僚の指示による許可又は別表Aの様式第7に該当する許可を受けているとき。

(b) セキュリティまたは医療上の緊急事態。

(c) 夜間外出禁止時間内にフライトで到着した場合、または夜間外出禁止時間内の移動が必要なため空港へ／から移動している場合。ただし、旅行者がフライトを証明する有効な搭乗券または航空券の写しを所持している場合に限る。

(2) (1)の夜間外出禁止令に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3) 屋内・屋外を問わず、次の施設の閉館時間は午後11時とする。

(a) 映画館。

(b) 劇場。

(c) カジノ。

(d) 博物館、美術館、博物館、公文書館。

(e) 公共のプール。

(f) ビーチ及び公共の公園。

(g) 動物保護区域、植物園、水族館、動物園。

(h) ジム及びフィットネスセンター。

(i) レストラン、バー、酒場及び居酒屋。

(j) オークションを開催する会場。

(k) プロスポーツを開催する会場。

(l) 信仰に基づく、または宗教的な集まりが行われる場所。

(m) 社交的、政治的、文化的な集まりが行われる場所。

【学校の再開及び閉鎖】

69. 基礎教育を担当する閣僚は、規則4(3)に規定されている指示により、南ア学校法(1996年法律第84号)に定義されているように、学校の再開または閉鎖日を決定することができ、

また、すべての学校における COVID-19 の蔓延に対処、予防及び対抗するために、基礎教育部門の学校の管理に関連するあらゆる事項を決定することができる。

【公共の場における義務的なプロトコル】

70. (1) この規則の目的のために、「フェイスマスク」とは、布製のフェイスマスク、鼻と口を覆う手作りのもの、または鼻と口を覆うためのその他の適切なものを意味する。

(2) 公共の場所にいるときは、6歳未満の子供を除く全ての人にフェイスマスクの着用が義務づけられており、執行官による口頭でのフェイスマスク着用の指示に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3) 何人も、フェイスマスクを着用していない場合は、次のことをしてはならない。

(a) いかなる形態の公共交通機関を利用、操作及び運営すること。

(b) 政府機関を含む建物、場所、敷地内に入ること、一般人が商品やサービスを得るために使用する建物や敷地内に入ること。

(c) 公共の場にいること。

(4) (3)(c)の禁止事項は、公共の場所で激しい運動を行う者で、他者との距離を少なくとも1.5メートルに保つことを条件として、適用されない。

(5)雇用者は、従業員が職務を遂行している間、布製のフェイスマスク、ハンドメイドのもの、または鼻と口を覆う他の適切なものを着用していない場合には、従業員に職務を遂行させ、または雇用の敷地内に立ち入ることを許可することはできない。

(6) すべての事業所（スーパーマーケット、売店、食料品店、小売店、卸売青果市場、薬局を含むが、これらに限定されない）の敷地は、以下の条件を満たさなければならない。

(a) 床面積を平方メートル単位で決定する。

(b) (a)項で考えられる情報に基づいて、規則72(5)(c)項で規定されている制限を遵守するために、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスングを保つための措置を厳守することを条件に、利用可能な十分なスペースでいつでも敷地内にいる可能性のある顧客と従業員の数を決定する。

(c) 敷地内または敷地外に列をなしている人が、互いに1.5メートルの距離を保つことができるようにするための措置を講じること。

(d) 施設の入り口に一般及び従業員が使用するための手指消毒器を設置すること。

(e) 書面により、従業員またはその他の適切な人物を、次の事項を保証するコンプライアンス従業員として指定すること。

(i) (a)から(d)までに規定する措置の遵守

(ii) 衛生上の条件及びCOVID-19を持つ人への曝露の制限に関するすべての指示が守られていること。

(7) その敷地内にある事業所が、規定(5)で定められた顧客及び従業員の最大数を超える違反を犯し、有罪判決を受けた場合は、6ヶ月を超えない期間の罰金もしくは禁固刑、また

はそのような罰金と禁固刑の両方に処される。

(8) すべての雇用者は、次の事項を含む従業員の身体的な距離を保つための措置をとらなければならない。

(a) 従業員の在宅勤務を可能にし、または従業員が職場に物理的に立ち会う必要性を最小限にすること。

(b) 十分なスペースの確保。

(c) 対面会議の制限。

(d) 既知または公表されている健康上の問題や併存疾患を持つ従業員、または COVID-19 に感染した場合に合併症や死亡のリスクが高くなる可能性のある状態にある従業員に対する特別な措置。

(e) COVID-19 に感染した場合、合併症や死亡のリスクが高い 60 歳以上の従業員に対する特別措置。

(9) 規制(6)に定める要件は、規制(5)で規定されていないその他の建物にも、必要な変更を加えて適用される。

(10) すべての宅配便及び配送サービスは、配送中の個人的な接触を最小限に抑えることを提供しなければならない。

(11) 1990 年銀行法（1990 年法律第 94 号）に定義されているすべての銀行及び 2017 年金融セクター規制法（2017 年法律第 9 号）に定義された金融機関は、以下の措置をとること。

(a) 銀行又は銀行以外の金融機関にあっては、その金融機関のすべての A T M に、一般市民が使用するための手指消毒器を各 A T M に設置することを確実にすること、及び

(b) A T M で列に並んでいる人がお互いに 1.5 メートルの距離を維持することを保証すること。

【葬儀への参列】

71. (1) 葬儀への参列は 100 名以内とし、参列者同士の距離が 1.5 メートル以上であることを保ち、会場が狭く規定の参列者を収容できない場合は、会場の定員の 50% 以内とすること。

(2) 通夜は禁止される。

(3) "after- tears" の集いを含む、葬儀後の集いは禁止される。

(4) 葬儀中は、フェイスマスクを着用し、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置を遵守しなければならない。

(5) 葬儀の時間は 2 時間以内とする。

【集会】

72. (1) すべての人は、フェイスマスクを着用し、COVID-19 にさらされることを制限するために、集会に参加する際には、以下のことをしなければならない。

- (a) フェイスマスクを着用する。
 - (b) すべての健康プロトコルを遵守すること。
 - (c) 互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
 - (d) 規則68に規定されている夜間外出禁止時間を遵守すること。
 - (e) 健康担当閣僚と協議の上、当該閣僚の指示に基づき定めるところにより、その他の健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置を遵守すること。
- (2) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者は、その施設の最大収容人数を記載した建物使用許可証を表示しなければならない。
- (3) (a) すべての
- (i) 信仰に基づく集会、宗教的な集会、
 - (ii) 社交的な集会、政治的な集会、文化的な集会
- は許可されるが、屋内の場合は250人以下、屋外の場合は500人以下に制限される。会場が狭く1.5メートル以上の距離を保った状態で規定の人数を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置が遵守されていることを条件とする。
- (b) 信仰に基づく集会、宗教的な集会に参加する人は、以下のことが許可されない。
- (i) 礼拝の後、礼拝所で寝泊まりすること。
 - (ii) 指定された礼拝所以外で集まること。
- (4) 業務を目的とする職場での集会は、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置を遵守することを条件に許可される。
- (5)(a) ホテル、ロッジ、B&B、タイムシェアリング施設、リゾート、ゲストハウスでは、宿泊可能な部屋の全室を使用することが可能で、共用スペースを利用する際は、利用者はフェイスマスクを着用し、互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
- (b) レストラン、バー、酒場及び居酒屋は、屋内の場合は250人以下、屋外の場合は500人以下に制限される。会場が狭く1.5メートル以上の距離を保った状態で屋内の場合250人、屋外の場合500人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。
- (c) 会議、食事、娯楽施設は、屋内集会の場合は250人以下、屋外集会の場合は500人以下とし、会場が狭く1.5メートル以上の距離を保った状態で屋内の場合100人、屋外の場合250人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。
- (d) スーパーマーケット、ショップ、食料品店、青果市場、薬局及び、これらに限定されないすべての事業所の敷地は、顧客と従業員を含む床面積の50%に制限されており、すべての健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンスの措置を厳格に遵守することを条件とする。
- (6) プロ及びアマチュア (non -professional) の試合を含むスポーツ活動で、認可された

スポーツ団体によるもので、規則68(3)に規定されている運営時間及び以下の条件を満たす場合は許可される。

- (a) スポーツ担当閣僚が健康担当閣僚と協議の上、スポーツ担当閣僚が発出したスポーツの試合に関する指示に従うこと。
- (b) スポーツの試合会場には、記者、ラジオ、テレビのスタッフ、警備員、救急隊員及びスポーツの試合会場の所有者に雇用される必要な従業員に限ること。
- (c) スポーツの試合会場には、試合に必要な人数の選手、試合役員、サポートスタッフ、医療スタッフのみが入場できる。
- (d) スポーツの試合の会場には観戦者を入れないこと。
- (e) COVID-19 の感染・感染率が低い国または中程度の国が関与する国際的なスポーツイベントは許可される。
- (7) 執行官は、規則に違反した集会が行われた場合には、次のことをしなければならない。
 - (a) 集会に出席している者に直ちに解散を命じること。
 - (b) 人々が解散を拒否した場合には、1977年刑事訴訟法（1977年法律第51号）に従い、集会に参加していた人を逮捕及び拘留することを含む適切な措置を講じること。
- (8) 本規則の規定は、本規則が官報に掲載された日から15日以内に見直しを行い、必要に応じて修正するものとする。

【立ち入り禁止の場所・施設】

- 75.(1) ナイトクラブは立ち入り禁止とする。
- (2) 協調統治及び伝統業務担当閣僚は、国民が COVID-19 にさらされるおそれがある場合には、指示により、閉鎖しなければならない他の場所または敷地を決定することができる。

【一般の者による訪問が規制される場所】

77.(1)以下の施設への一般による訪問

- (a) 矯正センター
- (b) 再勾留施設
- (c) 警察の留置場
- (d) 軍事拘置施設
- (e) 保健規約に基づく治療又は投薬を受けるためのものを除く保健施設。
- (f) 高齢者向け住宅施設

は、関係閣僚が指示した範囲及び方法による場合を除き、禁止される。

- (2) 独立選挙管理委員会は、有権者登録又は特別投票のために必要な場合には、関係閣僚の指示で定める範囲及び方法により、第1項の施設を訪問することができる。

【国境の一部再開】

78. (1) 完全に運用されている 20 の陸地国境はそのまま、現在閉鎖されている 33 の陸地国境は、閉鎖されたままとなる。

(2) 第 3 項を条件に、南アとの間の旅行が許可される。

(3) 南アで学校に通う近隣諸国からの日常的な通学者または教師で、南アへの出入国が許可されている者は、COVID-19 に関する次の定めるプロトコルを遵守することを条件に、南アへの出入国を許可されることとする。

(a) COVID-19 のスクリーニング及び必要に応じて検疫又は隔離を行うこと。

(b) フェイスマスクの着用。

(c) 輸送。

(d) 安全性及び COVID-19 の蔓延防止に関する健康プロトコルに従った消毒とソーシャル・ディスタンスングを確保する措置。

(4)(a) 国際航空旅行は以下の空港に制限される。

(i) OR タンボ国際空港。

(ii) キング・シャカ国際空港

(c) ケープタウン国際空港

(d) ランセリア国際空港

(e) クルーガー・ムプマランガ国際空港

(b) (a)項に記載された空港における、規則 68(1)に規定されている夜間外出禁止時間内の長距離便の発着は許可される。

(c) (a)項に記載された空港に到着するすべての外国人旅行者は、旅行日の 72 時間前までに取得された、WHO によって認められた COVID-19 検査で陰性の有効な証明書を提出しなければならない。

(d) 旅行者が COVID-19 陰性であることを証明する証明書を提出しなかった場合には、旅行者は到着時に自己負担で抗原検査を受け、陽性の場合、その旅行者は自費で 10 日間隔離を行わなければならない。

(5) すべての商業港を開放されたまま、小型船舶は、健康及び国境の法執行のプロトコルに沿うことを条件に、海港への立ち入りを許可される。

【貨物の輸送】

79. (1) 輸出用及び輸入用の貨物の輸送については、国内法及び第(2)項の規定に基づき発令された指示に従い、他国との間及び南ア国内での貨物の移動のために、鉄道、海上、航空及び道路による輸送が認められる。

(2) 貿易・産業・競争担当閣僚は、運輸・財政担当閣僚と協議の上、COVID-19の蔓延の防止及び制限並びにCOVID-19パンデミックの破壊的その他の影響への対処の必要性を考慮し、輸出又は輸入の管理、管理及び優先順位を定める指示を発することができる。

(3)運輸担当閣僚は、協調統治・伝統業務、貿易・産業・競争、保健、司法・矯正、金融・公営企業担当閣僚と協議の上、海上貨物業務及び航空貨物業務に適用される保健プロトコルに関する指示を発することができる。

【公共交通】

80. (1)この規則において「長距離旅行 (long distance travel) 」とは、200 km以上の旅行をいう。

(2) 運輸担当閣僚は、協調統治・伝統業務、保健、警察、通商産業及び競争、司法及び矯正業務担当閣僚と協議の上、公共交通機関を利用している人々の段階的な職場復帰に対応するため、各種公共交通機関の再開に関し、次の事項について指示をしなければならない。

(a) 国内航空旅行。

(b) 鉄道、バス、タクシーサービス。

(c) e-hailing サービス。

(d) 自家用車。

(3) バス・タクシーの運行に関し、

(a) 長距離移動のために免許容量の 70%を超えて輸送してはならない。

(b) 規制(1)の観点から長距離旅行とみなされない旅行については、免許を受けた容量の100%を運送することができる。

(4)公共交通機関の運転者、所有者又は事業者は、その所有し、又は運営する公共交通機関に、フェイスマスクを着用していない客を乗車させ、又は輸送してはならない。

(5) 運輸担当閣僚が発する指示には、公共交通機関を利用する国民の COVID-19 への感染を防ぐために遵守すべき健康上のプロトコル及び措置を定めなければならない。

【定義と適用】

80A. (1) これらの規則上、イースター期間 (Easter period) とは、2021 年 4 月 2 日 (金) 00 時 01 分から 2021 年 4 月 5 日 (月) 23 時 59 分までの期間をいう。

(2) この規則で置き換えられた規則81は、イースター期間中のみ適用され、その後は2021年2月28日付の官報No.R.152で発表された規則81の規定が再度適用される。

【酒類の販売及び供給】

81. (1) イースター期間中、酒類の販売は

(a) 敷地外消費のための認可を受けた販売場所では、禁止される。

(b) 認可された敷地内での消費は、規制 68(3)で掲げられた夜間外出禁止令を厳守することを条件に許可される。

(2) 公共の場所での酒類の消費は、許可された敷地内消費施設を除き、許可されない。

(3) 規則(1)及び(2)に従わない者、または規則(1)及び(2)の違反を犯し、有罪判決を受けた

場合は、6ヶ月を超えない期間の罰金もしくは禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑の両方に処される。

【経済部門の運営】

82. (1) 事業者等は、表4に定めるものを除き、営業することができる。
- (2) 個人宅に雇用されている人のための関連する健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスを保つための措置を遵守しなければならない。
- (3) 雇用・労働担当閣僚による労働安全衛生指導及び適用される労働法制に加え、指導で定められた健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンスの措置を遵守しなければならない。
- (4) (a) 企業は、当該分野における COVID-19 の蔓延を制限することを目的とした分野別健康プロトコルを遵守しなければならない。
- (b) 分野別健康プロトコルは、ソーシャル・ディスタンスを遵守し、従業員を保護し、公共交通機関や職場の混雑を制限するために、ワークローテーション、時差勤務、シフト制、リモートワークの取り決め、より大きな脆弱性を持つ人に影響を与える特別な措置、または同様の措置などの問題に対処することができる。
- (c) 分野別の健康プロトコルがまだ策定されていない場合には、当該分野を担当する閣僚が保健担当閣僚と協議の上、策定し、発行されなければならない。

(2) 警戒レベル1別表

【警戒レベル1】

在宅勤務が可能なのはすべて在宅勤務をしなければならない。ただし、「警戒レベル1」の下では、以下を条件に、自宅外でのあらゆる種類の業務、業務目的での移動が許可される。

- (a) 健康プロトコルとソーシャル・ディスタンス措置の厳格な遵守。
- (b) COVID-19の職場環境を整えるための措置を講じるために、段階的に職場復帰を行うこと。
- (c) 職場復帰は感染症のリスクを回避し、軽減する方法で行われること。
- (d) この表の特定の経済的除外事項に記載されていない活動。

(特定の経済的除外事項)

1. 通夜。
2. "after-tears"の集いを含む、葬儀後の集い。
3. ナイトクラブ。
4. 規則78(1)で規定される陸地国境を除く、現在閉鎖されている陸地国境。
5. 健康及び国境の法執行のプロトコルに沿った小型船舶を除く、娯楽を目的とした国際旅客船旅行。

6. スポーツイベントへの観客の参加。
7. 運輸担当閣僚の指示により定める公共交通機関の業務に関するものを除くもの。
8. 教育事業に関するものであって、教育担当閣僚の指示に基づくものを除くもの。

(3) COVID-19ワクチン関連 (抜粋)

【COVID-19予防接種健康被害無過失補償制度の創設】

89. (1) 災害管理法第27条(2)(c)、(m)及び(n)に基づき、COVID-19予防接種健康被害無過失補償制度を創設する。

(2) 本制度は、COVID-19ワクチン接種の不可欠な部分であり、災害の影響を緩和、抑制、最小化し、最終的に国家的災害事態を終結させるための国家計画と対応の重要な要素である。

(3) 本制度の目的は、規則93(4)(c)に基づいて指定された南ア国内の施設で、規則93(4)(b)に基づいて指定されたCOVID-19ワクチンの投与により、規則93(3)(4)(a)に記載された予防接種健康被害の結果、損害を被った人が迅速かつ容易に補償を受けられるようにすることである。

(4) 請求の評価と管理の公平性を確保し、請求者の憲法上の権利を尊重する方法で、本制度の効果的かつ効率的な管理を行うために、保健担当閣僚は、財務担当閣僚と協議の上、規則4に基づき以下の指示を出さなければならない。

(a) 本制度の運営に関連する要件。

(b) 本制度の運営に関する方針。

(c) 予防接種健康被害の報告。

(d) 請求システム。

(e) 原因究明委員会、賠償規定委員会、裁定委員会の規模。

(f) 原因究明委員会の評価者、賠償規定委員会の評価者、裁定委員会の委員の任命の資格、及び

(g) 本制度の効果的、効率的かつ公正な運営に関連するその他の事項。

【資格】

93. (1) (4)(b)で指定されたCOVID-19ワクチンを、(4)(c)で指定された南ア国内の施設で投与した結果、(3)及び(4)(a)で指定された予防接種健康被害により損害、損失、または被害を被った人は、本制度による補償を受ける資格がある。

(2) 死亡した人物の扶養家族で、その死亡が、(4)(c)に基づいて指定された南ア国内の施設で、(4)(b)に基づいて指定されたCOVID-19ワクチンの投与に起因する、(3)及び(4)(a)に記載された予防接種健康被害によって引き起こされた損害、損失、または被害を被った者は、本制度による補償を受ける資格がある。

(3)本制度の対象となるワクチンによる傷害は、(4)(a)に基づいて出された指示で指定された、後遺症または重大な傷害、人の健康への重大な害、その他の重大な損害または死亡をもたらす重度の傷害である。

(4) 保健担当閣僚は、財務担当閣僚と協議の上、第4規則に基づき、以下の事項を明記した指示を出さなければならない。

(a) 対象となるワクチンの被害。

(b) 対象となる特定のワクチンで、南ア保健製品規制局によって登録またはその他の方法で承認され、国家政府によって調達及び配布されなければならないもの。

(c) COVID-19のワクチン接種が公式に実施される南ア国内の施設。

(d) 傷害の発生時期と期間、及び本制度が対象とする予防接種の期間。

(e) 請求対象となる請求の種類。

(f) 本制度への請求が可能な期間。

95. (1) 規則93(1)または規則93(2)に基づき、本制度に補償を請求するための要件を満たしていると主張する者は、本制度に請求書を提出することができる。

請求者は、健康担当大臣が定める様式に従って請求書を提出しなければならないが、その様式は、第4規則に基づいて発行される指示で指定されるものとする。

(2)保健担当閣僚は、不服審査会の議長と協議の上、規則4に基づき、次の事項を定めた指示を出さなければならない。

(a) 請求書の提出に使用されるフォームを含む、本制度への請求の開始及び提出の手順。

(b) 原因究明委員会及び賠償規定委員会評価者によるクレームの評価、及び裁定委員会による裁定の手順。

(c) 裁定委員会の決定に異議を申し立てるための手続き

(4) 請求を処理するために必要な場合、保健省長官は以下を指定する。

(a) 規則97に基づいて請求を評価する原因究明委員会の1人または複数の評価者。

(b) 規則98に基づき請求を評価する賠償規定委員会の1人または複数の評価者。

(c) 規則99に基づき請求を裁定するための裁定委員会の必要数の委員。

【制度の期間と終了】

101. (1) 本章、本章に基づいて発せられた指示、及び本制度の存在期間は、以下の通りである。

(a) 国家的災害事態が終了する場合も、運用が停止したり、効力を失ったりすることはない。

(b) 保健担当閣僚が財務担当閣僚と協議の上、官報に本制度を終了する旨の通知を掲載するまでは、本制度は継続して効力を有する。

(2) 本制度は、以下の時期まで終了しない。

(a) 本制度への請求書の提出期間が終了していること。

(b) 本制度に登録されたすべての請求が確定したとき。

(3) 終了直前に本制度に残っている資金は、国家歳入基金に預けるか、または国会の法律に基づいて処理される。